

福祉用具貸与サービスが変わりました

介護報酬改定により、本年4月から福祉用具貸与サービスの制度が大きく変更されました。

どのような趣旨から制度が変更されたのですか？

介護保険制度は、保険料や税金によりみんなで支えられている制度です。したがって、将来にわたり制度の持続可能性を高めるためには、よりサービスの必要性の高い中重度者の方に対する支援を強化・重点化することが必要となっています。

また、福祉用具貸与サービスは、もともと、「便利だから」利用するというものではなく、身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスです。

今回の制度変更は、こうした趣旨を徹底するためのものです。

変更の内容は？

各種目ごとの保険給付一覧表

	軽度者の方	中重度者の方
車いす及び車いす付属品	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
特殊寝台及び特殊寝台付属品	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
床ずれ防止用具及び体位変換器	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
認知症老人徘徊感知機器	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
移動用リフト(つり具の部分を除く。)	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
手すり	保険給付可能	保険給付可能
スロープ	保険給付可能	保険給付可能
歩行器	保険給付可能	保険給付可能
歩行補助つえ	保険給付可能	保険給付可能

制度変更の対象となるのは、福祉用具のうち、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)です。

これらの福祉用具について、軽度者の方(要支援者・要介護1)については、身体の状態に照らして、一定の条件に当てはまる場合を除き、介護保険での保険給付が行われません。

一定の条件に当てはまる場合については、引き続き、介護保険での保険給付を受けることが可能です。

(左表太青枠参照)

軽度者の方であっても、身体の状態に照らし一定の条件に当てはまれば、引き続き、保険給付を受けることが可能です。

一定の条件とは？

引き続き、保険給付の対象となるための条件は、各種目ごとに客観的に定められています。（次頁参照）

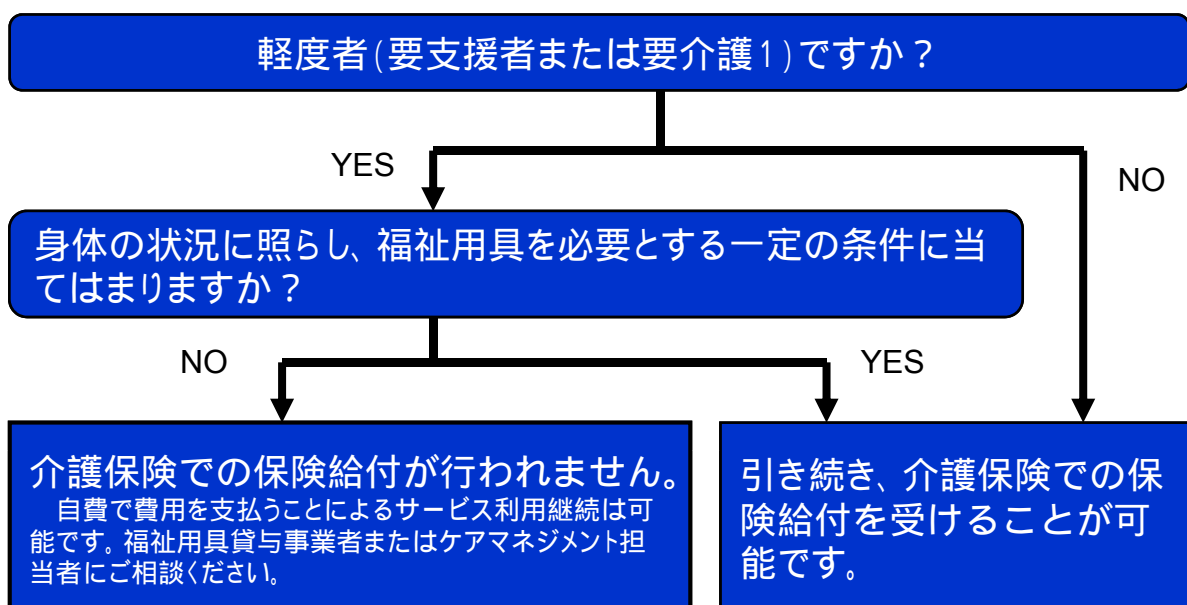
原則として、要介護認定データを利用して身体の状態などを客観的に判断した結果、一定の条件に当てはまる方は、引き続き、介護保険での保険給付を受けることが可能です。

また、こうした条件については、福祉用具の各種目ごとに詳細に定められていますので、詳しくはケアマネジメント担当者等にご相談ください。

例えば、「特殊寝台」の場合、

「日常的に起きあがり困難」又は「日常的に寝返りが困難」であると、要介護認定調査の結果によって客観的に判断されます。

新しい制度の流れ



各種目における一定の条件とその判定方法について

種目	一定の条件	判定方法
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 日常的に 歩行 が困難な者 日常生活範囲における 移動の支援 が特に必要と認められる者	→認定調査結果で判断 →ケアマネジメントで判断
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 日常的に 起き上がり が困難な者 日常的に 寝返り が困難な者	認定調査結果で判断
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に 寝返り が困難な者	認定調査結果で判断
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 移動において全介助を必要としない者	認定調査結果で判断
移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 日常的に 立ち上がり が困難な者 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 生活環境において 段差の解消 が必要と認められる者	} 認定調査結果で判断 →ケアマネジメントで判断

すでにサービスを利用している方への経過措置期間についても、9月末に終了します。ご注意ください！

平成18年4月以前から、すでに福祉用具貸与サービスを利用していた軽度者の方も、一定の条件に当てはまらなければ、本年9月末をもって、介護保険での保険給付が行われなくなります（経過措置期間の終了）。

その場合、利用者の方の選択により、10月以降は、自費で費用を支払うことなどによりサービス利用を継続することも可能です。詳しくは、ケアマネジメント担当者等にご相談ください。

ご不明の点等ありましたら、ケアマネジメント担当者または 市介護保険担当課
(連絡先()までお尋ねください。

県・市